

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年4月23日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区国民保護計画（令和2年度修正版）の修正について・・・・・・・・	3
3 【追加】足立区地域防災計画（風水害編）の修正（案）について・・・・・・・・	16

(危機管理部)

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年4月23日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p>足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の活動について、次のとおり報告する。</p> <p><b>1 住民協議会による抗議行動</b></p> <p>(1) 抗議行動概要</p> <p>ア 日時 令和3年3月31日（水）午前11時から</p> <p>イ 場所 アレフ入谷施設前</p> <p>ウ 内容 抗議文の読み上げ及び投函</p> <p>エ 参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民協議会役員 11名</li> <li>・ 足立区長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 区議会議長</li> <li>・ 区議会オウム真理教対策議員連盟会長</li> <li>・ 東京都議会オウム真理教対策議員連盟会長</li> <li>・ オウム真理教対策国会議員連盟顧問代理</li> </ul> <p>オ その他 感染症拡大防止のため、少人数で十分な間隔をあけて並び、参加者はマスク着用、読み上げ者は拡声器を使い飛沫防止に留意して抗議行動を実施した。</p> <p>(2) 抗議行動の変更理由 例年、11月及び3月にデモ行進と住民集会を開催しているが、令和3年3月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、デモ行進を実施しないことにした。 そこで、デモ行進の代替として、アレフ入谷施設前で住民協議会役員による抗議文読み上げと投函を実施した。</p>
問題点・今後の方針	今後も住民協議会活動の支援を継続していく。

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年4月23日

件名	<b>足立区国民保護計画（令和2年度修正版）の修正について</b>												
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課												
内容	<p>足立区国民保護計画（令和2年度修正版）について、第2回足立区国民保護協議会（書面会議）での承認、東京都知事への正式協議を経て、修正が完了したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 主な修正内容</b></p> <p>国の「国民の保護に関する基本指針」（平成29年12月）の変更にともなない修正した（詳細は「別紙」新旧対照表による）。</p> <p>（1）基本指針変更に伴う修正事項</p> <p>ア 住民の避難行動等について、平素から全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記</p> <p>イ 避難施設に指定する際に、収容人数を把握することを明記</p> <p>ウ 訓練の計画にあたり、様々な場所や想定で実践的な訓練を実施することを明記</p> <p>エ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備について明記</p> <p>（2）その他の修正事項</p> <p>ア 避難所等における新型コロナウイルス等の感染症対策を講ずることを明記</p> <p>イ 用語の修正（「要配慮者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」等）</p> <p>ウ 関係法令の改正に伴う文言の修正等</p> <p><b>2 これまでの経過</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1585 1406 1935"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年11月</td> <td>第1回足立区国民保護協議会（書面会議）</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>東京都総務局総合防災部との事前協議</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月</td> <td>パブリックコメント【意見なし】</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>第2回足立区国民保護協議会（書面会議）【承認】</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>東京都知事への正式協議【異議なし】</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和2年11月	第1回足立区国民保護協議会（書面会議）	12月	東京都総務局総合防災部との事前協議	令和3年1月	パブリックコメント【意見なし】	2月	第2回足立区国民保護協議会（書面会議）【承認】	3月	東京都知事への正式協議【異議なし】
日程	内容												
令和2年11月	第1回足立区国民保護協議会（書面会議）												
12月	東京都総務局総合防災部との事前協議												
令和3年1月	パブリックコメント【意見なし】												
2月	第2回足立区国民保護協議会（書面会議）【承認】												
3月	東京都知事への正式協議【異議なし】												
問題点 今後の方針	ホームページにおいて全文を掲載し、公表する。												

## 足立区国民保護計画（新旧対照表）

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）								
第1編～第5編	足立区公文規程（昭和43年東京都訓令甲第2号）、公文書作成時のルール（令和2年6月10日付け2足総総発第2908号）に基づき、見出し記号の順番、書き出し位置、表の体裁等について全文修正を実施（別紙のとおり）									
第1編～第5編 資料編	ヘッダーに編と章を追記									
第1編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P7</span> 第4章、2	【月別平均気温と降水量】 グラフの修正（別図のとおり）									
第1編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P8</span> 第4章、3	<p>3 人口</p> <p>足立区の人口は<u>691,298人</u>（都内5番目）、人口密度は<u>12,982人/km<sup>2</sup></u>である。また、外国人登録人口は<u>34,040人</u>であり、<u>新宿区、江戸川区</u>につぎ、<u>3番目</u>である。</p> <p>高齢者が人口に占める割合は<u>24.8%</u>であり、約4人に1人が65歳以上となる。</p> <p>※各数値については、数字で見る足立（<u>令和2年版</u>）による。</p>	<p>(3) 人口</p> <p>足立区の人口は<u>678,623人</u>（都内5番目）、人口密度は<u>12,744人/km<sup>2</sup></u>である。また、外国人登録人口は<u>25,541人</u>であり、<u>新宿区、江戸川区</u>につぎ、<u>3番目</u>である。</p> <p>高齢者が人口に占める割合は<u>24.4%</u>であり、約4人に1人が65歳以上となる。</p> <p>※各数値については、数字で見る足立（<u>平成28年版</u>）による。</p>								
第1編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P12</span> 第5章、2	<p>2 緊急対処事態</p> <table border="1" data-bbox="465 986 1182 1321"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>1 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	危険物質を有する施設への攻撃	1 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。	<p>2 緊急対処事態</p> <table border="1" data-bbox="1294 986 2011 1417"> <thead> <tr> <th>事態類型</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>（都内には石油コンビナートは存在しない。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>（都内には石油コンビナートは存在しない。）</u>
事態類型	特徴									
危険物質を有する施設への攻撃	1 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。									
事態類型	特徴									
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>（都内には石油コンビナートは存在しない。）</u>									

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）																
第2編 P14,15 第1章、1、(1)	(1) 区の各部・室等における平素の業務 【区の各部・室等における平素の業務】 <table border="1" data-bbox="501 240 1193 858"> <thead> <tr> <th>部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>施設営繕部</td> <td>1 施設営繕部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>教育指導部 学校運営部</td> <td>1 教育指導部及び学校運営部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)	施設営繕部	1 施設営繕部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)	教育指導部 学校運営部	1 教育指導部及び学校運営部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること	1 区の各部・室等における平素の業務 【区の各部・室等における平素の業務】 <table border="1" data-bbox="1312 240 2027 911"> <thead> <tr> <th>部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>資産管理部</td> <td>1 資産管理部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育部</td> <td>1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)	資産管理部	1 資産管理部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)	学校教育部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること
部等名	平素の業務																	
政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)																	
施設営繕部	1 施設営繕部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)																	
教育指導部 学校運営部	1 教育指導部及び学校運営部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること																	
部等名	平素の業務																	
政策経営部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (略)																	
資産管理部	1 資産管理部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること (略)																	
学校教育部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること																	
第2編 P26 第1章、4、(2)、ウ	ウ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備 <u>区は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備する。</u>	（新規）																
第2編 P31 第1章、6、(2)、ア	ア 区における訓練の実施 区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに	(1) 区における訓練の実施 区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに																

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P31</span> 第1章、6、(2)、 ア	に、警察、消防、海上保安本部、自衛隊等との連携による、 <u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	に、警察、消防、海上保安本部等、自衛隊等との連携を図る。
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P32</span> 第1章、6、(2)、 イ	イ 訓練の形態及び項目 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、 <u>様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u>	(2) 訓練の形態及び項目 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、 <u>実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u>
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P33</span> 第2章、1、(1)	(1) 基礎的資料の収集 <b>【区において集約・整理する基礎的資料】</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （略） 10 避難行動要支援者名簿</div>	(1) 基礎的資料の収集 <b>【区において集約・整理する基礎的資料】</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><input type="checkbox"/> 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （略） <input type="checkbox"/> 要配慮者の避難支援プラン</div>
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P34</span> 第2章、1、(3)	(3) 高齢者、障がい者等の <u>避難行動要支援者</u> への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している <u>避難行動要支援者名簿</u> の活用も考慮しつつ、 <u>避難行動要支援者</u> の避難対策の確立を図る。 その際、 <u>避難行動要支援者の避難誘導時において、区の危機管理部と福祉部が協力し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</u>	(3) 高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している <u>避難支援プラン</u> の活用も考慮しつつ、 <u>要配慮者</u> の避難対策の確立を図る。 その際、避難誘導時において、 <u>災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「要配慮者対策班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</u>

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）																																
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P37</span> 第2章、5	5 避難施設の指定への協力 区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて、 <u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供する</u> など都に協力する。	5 避難施設の指定への協力 区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。																																
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P37</span> 第2章、6、(1)	(1)生活関連等施設の把握等 区は、区内の生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。 また、区は、「 <u>生活関連等施設の安全確保の留意点の一部変更について</u> 」（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。	(1)生活関連等の施設の把握等 区は、区内の生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。 また、区は、「 <u>生活関連等施設の安全確保の留意点について</u> 」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。																																
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P38</span> 第2章、6、(1)	(1)生活関連等施設の把握等 <b>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</b> <table border="1" data-bbox="481 839 1193 1131"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬（<u>医薬品医療機器等法</u>）</td> <td>厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(略)				第28条	8号	毒薬・劇薬（ <u>医薬品医療機器等法</u> ）	厚生労働省、 農林水産省	(1)生活関連等施設の把握等 <b>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</b> <table border="1" data-bbox="1312 839 2024 1131"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬（<u>薬事法</u>）</td> <td>厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(略)				第28条	8号	毒薬・劇薬（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省、 農林水産省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																															
(略)																																		
第28条	8号	毒薬・劇薬（ <u>医薬品医療機器等法</u> ）	厚生労働省、 農林水産省																															
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																															
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																															
(略)																																		
第28条	8号	毒薬・劇薬（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省、 農林水産省																															
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P39</span> 第2章、7、(1)	7 <u>避難行動要支援者支援に関する連携等</u> (1)体制整備 区は、「 <u>避難行動要支援者(*)の把握</u> 」「 <u>避難行動要支援者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制作り</u> 」等を推進する。	7 <u>要配慮者支援に関する連携等</u> (1)体制整備 区は、「 <u>要配慮者(*)の把握</u> 」「 <u>要配慮者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制作り</u> 」等を推進する。																																

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P39</span> 第2章、7、(1)	<p><b>【区における避難行動要支援者の定義】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">区内に住民登録があり、以下に該当する方</p> <p>1 介護保険法の要介護認定（要介護3から5）を受けている方</p> <p>2 身体障害者手帳1級から2級の方および3級で福祉タクシー券、自動車燃料費助成受給の方</p> <p>3 愛の手帳1度から2度の方</p> <p>4 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の障害支援区分認定（区分4から6）を受けている方</p> </div>	
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P39</span> 第2章、7、(1)	<p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。</u></p>	<p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。</u></p>
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P39</span> 第2章、7、(3)	<p>(3) 都との連携の確保</p> <p>ア 区は、都と連携し、迅速に<u>避難行動要支援者</u>の支援ができるような体制の整備を進める。</p> <p>イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、<u>避難行動要支援者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に<u>避難行動要支援者</u>を支援できるよう努める。</p>	<p>(3) 都との連携の確保</p> <p>ア 区は、都と連携し、迅速に<u>要配慮者</u>の支援ができるような体制の整備を進める。</p> <p>イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、<u>要配慮者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に<u>要配慮者</u>を支援できるよう努める。</p>

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）				
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P42</span> 第4章、1、(1)	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努め、</u>広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。</p> <p>(略)</p>				
第2編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P42</span> 第4章、1、(1)	<p><b>【弾道ミサイル落下時の行動】</b></p> <table border="1" data-bbox="448 783 1205 1129"> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 783 674 1031"> <u>屋外にいる場合</u> </td> <td data-bbox="674 783 1205 1031"> <p>1 <u>近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。</u></p> <p>2 <u>近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1031 674 1129"> <u>屋内にいる場合</u> </td> <td data-bbox="674 1031 1205 1129"> <p>1 <u>できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>屋外にいる場合</u>	<p>1 <u>近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。</u></p> <p>2 <u>近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</u></p>	<u>屋内にいる場合</u>	<p>1 <u>できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<u>屋外にいる場合</u>	<p>1 <u>近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。</u></p> <p>2 <u>近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</u></p>					
<u>屋内にいる場合</u>	<p>1 <u>できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。</u></p>					

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）																														
第3編 P49～52 第2章、1、(3)	(3) 区対策本部の組織構成及び機能 【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】 <table border="1" data-bbox="481 240 1205 1190"> <thead> <tr> <th>部・室等名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 復旧・復興計画に関すること（略）</td> </tr> <tr> <td>施設営繕部</td> <td>1 <u>施設営繕部</u>が管理する区の施設の非常時配置等に関すること 2 <u>区立の学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>地域のちから推進部</td> <td>1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者の受け入れに関すること（避難行動要支援者移送に関すること含む。）</u>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護受給者等の対応に関すること</u> 5 <u>避難行動要支援者の対応に関すること</u>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること（略）	施設営繕部	1 <u>施設営繕部</u> が管理する区の施設の非常時配置等に関すること 2 <u>区立の学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u>	地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者の受け入れに関すること（避難行動要支援者移送に関すること含む。）</u> （略）	（略）		福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護受給者等の対応に関すること</u> 5 <u>避難行動要支援者の対応に関すること</u> （略）	（略）		(3) 区対策本部の組織構成及び機能 【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】 <table border="1" data-bbox="1312 240 2036 1190"> <thead> <tr> <th>部・室等名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策経営部</td> <td>1 復旧・復興計画に関すること（略）</td> </tr> <tr> <td>資産管理部</td> <td>1 <u>資産管理部</u>が管理する区の施設の非常時配置等に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>地域のちから推進部</td> <td>1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者の対応</u>に関すること（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護者等の実態調査</u>に関すること 5 <u>要配慮者の対応</u>に関すること（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること（略）	資産管理部	1 <u>資産管理部</u> が管理する区の施設の非常時配置等に関すること	（略）		地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者の対応</u> に関すること（略）	（略）		福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護者等の実態調査</u> に関すること 5 <u>要配慮者の対応</u> に関すること（略）	（略）	
部・室等名	業務内容																															
政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること（略）																															
施設営繕部	1 <u>施設営繕部</u> が管理する区の施設の非常時配置等に関すること 2 <u>区立の学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u>																															
地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>避難行動要支援者の受け入れに関すること（避難行動要支援者移送に関すること含む。）</u> （略）																															
（略）																																
福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護受給者等の対応に関すること</u> 5 <u>避難行動要支援者の対応に関すること</u> （略）																															
（略）																																
部・室等名	業務内容																															
政策経営部	1 復旧・復興計画に関すること（略）																															
資産管理部	1 <u>資産管理部</u> が管理する区の施設の非常時配置等に関すること																															
（略）																																
地域のちから推進部	1 区立の被害状況の情報収集及び踏査に関すること 2 <u>要配慮者の対応</u> に関すること（略）																															
（略）																																
福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること（略） 4 <u>生活保護者等の実態調査</u> に関すること 5 <u>要配慮者の対応</u> に関すること（略）																															
（略）																																

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）															
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P49～52</span> 第2章、1、(3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部・室等名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">           教育指導部            学校運営部         </td> <td>1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 区立学校の救護応急対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>8 教育相談に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	教育指導部 学校運営部	1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること	2 区立学校の救護応急対策に関すること (略)	8 教育相談に関すること	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部・室等名</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">           学校教育部         </td> <td>1 区立学校・<u>幼稚園（幼保園を含む。）</u>の被害情報収集及び連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 区立学校・<u>幼稚園（幼保園を含む。）</u>の救護応急対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>8 教育相談に関すること</td> </tr> <tr> <td>9 遺体の収容及び埋葬に関すること</td> </tr> <tr> <td>10 社会教育施設利用者の救護応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>11 文化財の保護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部・室等名	業務内容	学校教育部	1 区立学校・ <u>幼稚園（幼保園を含む。）</u> の被害情報収集及び連絡調整に関すること	2 区立学校・ <u>幼稚園（幼保園を含む。）</u> の救護応急対策に関すること (略)	8 教育相談に関すること	9 遺体の収容及び埋葬に関すること	10 社会教育施設利用者の救護応急対策に関すること	11 文化財の保護に関すること
部・室等名	業務内容																
教育指導部 学校運営部	1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること																
	2 区立学校の救護応急対策に関すること (略)																
	8 教育相談に関すること																
	部・室等名	業務内容															
学校教育部	1 区立学校・ <u>幼稚園（幼保園を含む。）</u> の被害情報収集及び連絡調整に関すること																
	2 区立学校・ <u>幼稚園（幼保園を含む。）</u> の救護応急対策に関すること (略)																
	8 教育相談に関すること																
	9 遺体の収容及び埋葬に関すること																
	10 社会教育施設利用者の救護応急対策に関すること																
	11 文化財の保護に関すること																
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P63</span> 第5章、1、(1)、 イ	<p>イ 警報の内容の通知</p> <p><u>（イ）区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ(<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/">http://www.city.adachi.tokyo.jp/</a>)、A-メール(*)、足立区LINE公式アカウント(*)に警報の内容を掲載及び発信する。</u></p> <p>(※脚注)</p> <p><u>(*) 災害に関する情報や緊急情報などをリアルタイムに発信する無料サービス</u></p> <p><u>アカウント名：足立区、LINE ID：@adachicity</u></p>	<p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ(<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/">http://www.city.adachi.tokyo.jp/</a>)やA-メール(*)に警報の内容を掲載する。</p>															

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第3編 <u>P64</u> 第5章、1、(2)、 ア	<p>ア 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等</u>を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。区長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p><u>ただし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	(1) <u>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u>
第3編 <u>P65</u> 第5章、1、(2)、 ウ	<p>ウ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉担当部署との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <u>要配慮者</u> について、防災・福祉担当部署との連携の下で <u>避難支援プラン</u> を活用するなど、 <u>要配慮者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
第3編 <u>P69</u> 第5章、2、(2)、 ウ、(カ)	(カ) <u>避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用）</u>	⑥ <u>要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）</u>
第3編 <u>P72</u> 第5章、2、(3)、 カ	<p>カ 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>区長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>区の危機管理部と福祉部を総括し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>避難行動要支援者の避難</u>に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等<u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>区長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>要配慮者の避難</u>に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P73</span> 第5章、2、(3)、 キ	キ <u>大規模集客施設等における避難</u> <u>区長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	(新規)
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P73</span> 第5章、2、(3) サ	サ <u>避難所等における感染症対策</u> <u>区は、その管理する避難所において、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」(令和2年6月東京都福祉保健局作成)等を踏まえ、新型コロナウイルス等の感染症に対する予防・蔓延防止の必要な対策を講ずる。</u>	(新規)
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P78</span> 第5章、2、(4)、 ア	ア 突発的かつ局地的な事態の場合（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）</u></p> <p><u>1 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。</u></p> <p><u>2 弾道ミサイル落下時の行動</u></p> <p><u>(1) 屋外にいる場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</u></p> <p><u>(2) 屋内にいる場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。（略）</u></p> </div>	(1) 突発的かつ局地的な事態の場合（略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）</u></p> <p>① 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。            (略)</p> </div>

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P84</span> 第6章、4、(1)、 ア、(ア)	(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営 区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設） <u>また、女性、セクシャルマイノリティ<sup>(*)</sup>のほか、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した避難所運営に努める。</u>	(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営 区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P84</span> 下段注釈	<u>(*) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等</u>	(新規)
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P101</span> 第8章、2、(1)、 ア、(イ)	(イ) 屋外への退避の指示 区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への避難）を指示する。 「屋外への退避の指示」は、駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、 <u>屋内に留まることにより汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時に行うものとする。</u>	イ 屋外への退避の指示 区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への避難）を指示する。「屋外への退避の指示」は、 <u>次のような場合などに行うものとする。</u> ○ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P114</span> 第10章、2、 (2)、ア	(2) 廃棄物処理対策 ア 区は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年環境省環境再生・資源循環局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ア 区は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
第3編 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">P114</span> 第10章、2、 (2)、イ	(2) 廃棄物処理対策 イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の定めに基づいて「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を参考とし、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合等との関係機関と緊密に連携を図りながら処理を行う。	(2) 廃棄物処理対策 イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合は、地域防災計画の定めに基づいて「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を参考とし、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合等との関係機関と緊密に連携を図りながら処理を行う。

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第5編 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P130</span> 第5章、3、(3)、 ウ	(3) 対処上の留意事項 ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において 除染済みの傷病者に対する <u>被ばく医療活動</u> を実施する。	(3) 対処上の留意事項 ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除 染済みの傷病者に対する <u>緊急被ばく医療活動</u> を実施する。

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年4月23日

件名	<b>【追加】足立区地域防災計画（風水害編）の修正（案）について</b>										
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課										
内容	<p>今年度、修正を進めている「足立区地域防災計画」(風水害編)の修正(案)について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 主な修正点について</b></p> <p>(1) 水防体制再構築本部において課題を検討  (2) 感染症対策を踏まえた分散避難対策  (3) 水害時の避難所運営ルールを統一化  (4) 水害時の事前防災行動計画（タイムライン）等の策定</p> <p><b>2 地域防災計画（風水害編）【概要版】について</b>  別紙のとおり</p> <p><b>3 今後のスケジュール</b></p> <table border="1" data-bbox="400 1095 1369 1373"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>地域防災計画（震災編）の修正（案）の作成</td> </tr> <tr> <td>5～6月</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>5～6月</td> <td>東京都へ意見照会</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>足立区防災会議を開催予定</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	5月	地域防災計画（震災編）の修正（案）の作成	5～6月	パブリックコメント	5～6月	東京都へ意見照会	9月	足立区防災会議を開催予定
時期	内容										
5月	地域防災計画（震災編）の修正（案）の作成										
5～6月	パブリックコメント										
5～6月	東京都へ意見照会										
9月	足立区防災会議を開催予定										
問題点 今後の方針											

# 足立区地域防災計画（風水害編）【概要版】

## 現行計画（平成29年度修正版）

	第1部 総則
	第2部 防災に関する組織と活動内容
	第3部 災害予防計画 【震災編】【風水害編】
	第4部 災害応急対策計画 【震災編】【風水害編】
	第5部 災害復旧計画 【震災編】【風水害編】
	第6部 災害復興計画
	第7部 応急対策に関する足立区全体のシナリオについて

## 地域防災計画の構成変更

令和元年台風第19号を踏まえ、大規模水害に対する対応と課題、これらに係る検証と対策を整理、反映すべく、現行計画を**震災編・風水害編に分冊**します。



## 震災編

	第1部 総則
	第2部 防災に関する組織と活動内容
	第3部 災害予防計画
	第4部 災害応急対策計画
	第5部 災害復旧計画
	第6部 災害復興計画
	第7部 応急対策に関する足立区全体のシナリオについて

### 主な修正点

- 感染症対策を踏まえた避難所の管理・運営を新規に追加**  
→【第3部 第9章 第3節 避難所の管理運営体制の整備等】
- 災害時の情報・通信連絡体制を整備し、強化**  
→【第3部 第6章 第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備】
- 放射性物質対策に関する内容を充実**  
→【第3部 第11章 第3節 放射線量の把握体制の整備】  
【第4部 第11章 第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等】

## 風水害編

	第1部 総則
	第2部 防災に関する組織と活動内容
	第3部 災害予防計画
	第4部 災害応急対策計画
	第5部 災害復旧計画

### 主な修正点

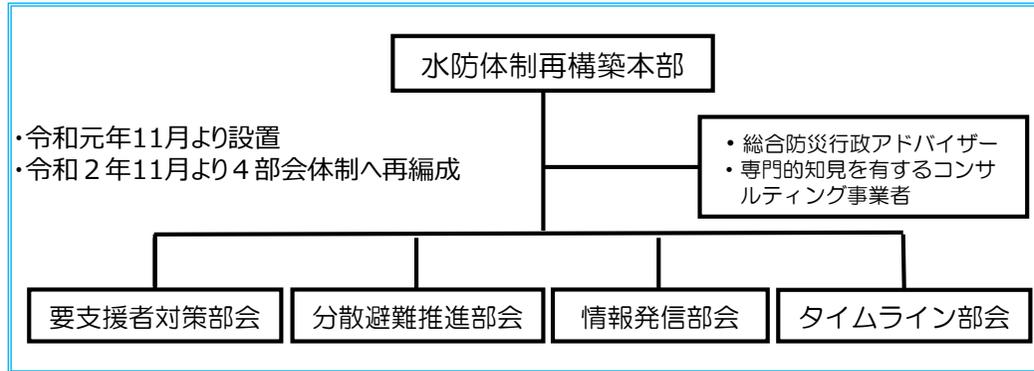
- 水防体制の課題と対策等を検討し、再構築**  
→【第3部 第1章 第2節 水防体制再構築本部】
- 感染症対策を踏まえ分散避難の考えを新たに追記**  
→【第3部 第4章 第1節 分散避難対策】
- 水害時の避難所運営ルールを統一化**  
→【第4部 第2章 第4節 避難所の開設】  
【第4部 第2章 第5節 避難所の管理・運営】
- 水害時の事前防災行動計画(タイムライン)等の策定**  
→【第3部 第3章 第6節 コミュニティタイムライン】  
【第4部 第1章 第3節 各種本部体制の流れ】  
【第4部 第1章 第6節 事前防災行動計画(タイムライン)】

# 【風水害編】具体的な修正点の内容

## 第3部 災害予防計画

### 【第1章 第2節 水防体制再構築本部】

- 令和元年台風第19号に係る検証を踏まえ、部会ごとに課題や対策を検討し、水防体制を再構築した



- 区民への情報発信手段として、SNS、アプリ等の様々なツールの活用や最大浸水深の表示板を区内の電柱や小中学校に設置

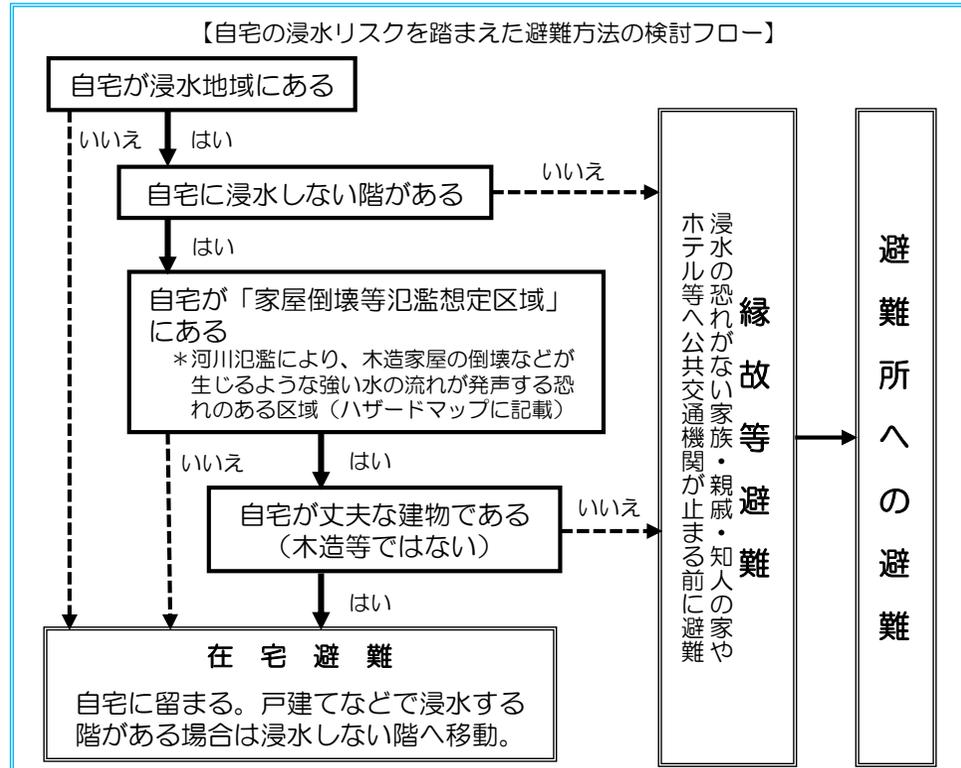


### 【第3章 第6節 コミュニティタイムライン】

- 水害時に「いつ・誰が・何をするのか」を地区ごとに定めておく事前防災行動計画（コミュニティタイムライン）の策定に向けて、地区ごとにワークショップを開催し、「自助」「共助」を促進

### 【第4章 第1節 分散避難対策】

- 分散避難を広く区民へ周知（在宅避難、縁故等避難、避難所への避難）
- 自宅の浸水リスクを踏まえた避難方法の検討フローを策定
- 避難場所の確保・指定（ホテル、立体駐車場、都営住宅空室利用、クイック退避建物）



### 【第6章 第2節 情報連絡体制整備計画】

- 住民、被災者、避難者等への情報伝達手段の確保のため、防災無線テレホン案内、A-メール、あだち安心電話、あだち安心FAX、SNS等の整備及び令和4年度導入予定の災害情報システムの構築を進める

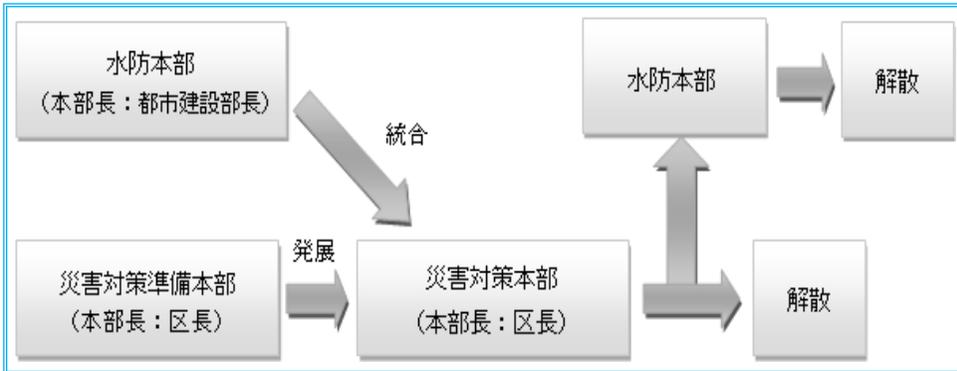
# 【風水害編】具体的な修正点の内容

## 第4部 災害応急対策計画

### 【第1章 第3節 各種本部体制の流れ】

- 災害対策準備本部設置の明記など、段階に応じた意思決定機関の体制整備の明確化

#### 各種本部体制統合・解散の流れ



### 【第2章 第4節 避難所の開設】

- あらかじめ避難所に派遣する職員を避難所ごとに指定
- 荒川の氾濫が予想される場合、区内全域の避難所を一斉に開設
- 台風最接近の遅くとも24時間以上前に開設

### 【第2章 第5節 避難所の管理・運営】

- 水害時避難所運営手順書に基づき、統一ルールによる避難所の運営
- 避難は三密(密閉・密集・密接)を避け、感染防止策を徹底

### 【第1章 第6節 事前防災行動計画(タイムライン)】

- 水害時庁内タイムラインによるステージに応じた部別行動の明確化

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン			
			No	防災行動		
			行動の概要	行動の詳細		
1 関心を向ける -96 (4日前)	台風による日本への影響の可能性	タイムライン運用開始 体制確認 冠水予想 範囲確認	1	気象・河川情報の収集	気象庁・防災専門家・荒川ITLの情報	
			2	災害対策準備本部設置の検討・決定	タイムライン運用会議	
			3	災害対策準備本部の設置・会議	災害対策準備本部員の招集(招集は館内放送)	職員への情報共有
			4		職員への情報共有	区民に新型コロナ禍での避難の注意点を呼びかけ
			5			
			6		見立ての情報共有(台風の進路・予想雨量)	
			7	行事等中止の判断	行事等中止の検討・決定	職員への情報共有
			8		職員への情報共有	関係する機関への連絡・周知
			9		関係する機関への連絡・周知	区民に行事等中止の伝達
			10		区民に行事等中止の伝達	
2 避難に向けた準備 -72 (3日前)	台風による首都圏への影響の可能性 埼玉県秩父周辺で72時間予想雨量が400mmを超過する場合	広域避難の共同検討開始(江東5区による検討) 自主的広域避難の呼びかけ	11	災害対策準備本部会議	招集は館内放送	
			12	区施設の休館の検討	区有施設の休館の検討	
			13	区民事務所 福祉事務所 保健所(各センター)	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有	
			14	地域学習センター 学校 保育園 等	区民へ休館の可能性を広報	
			15	等	所管各施設および周辺、装備品の確認	
			16	通常業務の中止・縮小の検討	中止・縮小する業務を検討	
			17	協定・協力事業者への予告	関係する協定・協力事業者へ区の体制、要請の可能性がある旨を連絡	
			18	避難に必要な準備を呼びかけ	避難に必要な準備を呼びかけを決定	土のう配付の周知
			19		区民へ避難に必要な準備の呼びかけを伝達(食料等の備蓄品等)	避難行動要支援者に対して避難の準備を呼びかけ
			20		避難行動要支援者に対して避難の準備を呼びかけ	要配慮者利用施設に準備を呼びかけ
			21		避難に必要な準備を呼びかけ	要配慮者利用施設に準備を呼びかけ
			22		要配慮者利用施設に準備を呼びかけ	資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			23		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ	学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の準備を呼びかけ
			24		学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の準備を呼びかけ	
24						